

Title	加藤節著 『近代政治哲学と宗教』
Sub Title	Takashi Kato, Modern political philosophy and religion
Author	柴田, 平三郎(Shibata, Heizaburo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.5 (1980. 5) ,p.127- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800515-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

加藤 節著

『近代政治哲学と宗教』

本書は著者が東京大学大学院法学政治学研究所に提出した博士号学位論文「一七世紀政治理論における『宗教批判』の展開——社会契約説と宗教理論——」に若干の形式的修正を加えたもの（あとがき）を一冊としたものである。内容は以下の通りである。

序章 問題史的前提

第一節 一七世紀社会契約説と宗教理論

第二節 一七世紀における「宗教批判」の不可避性と社会契約説

第三節 ホッブス、スピノザ、ロック——その問題史の意味
連関

第一章 ホッブスにおける「体制宗教 civil Theology」の強行

第一節 解釈類型の吟味

第二節 哲学と宗教

紹介と批評

第三節 政治理論の形成と展開

第四節 「クリスト教コモンウェルス」論の展開

第二章 スピノザにおける「哲学する自由 *Libertas philosophandi*」の要求

第一節 倫理学と政治理論

第二節 政治理論の成立と展開

第三節 「宗教批判」の展開

第三章 ロックにおける「寛容 *Tolerantia*」の主張

第一節 ロック思想の発展

第二節 経験論哲学の形成と哲学的「宗教批判」の展開

第三節 政治理論の形成と「寛容」論の展開

第四節 結び

一

ところで、思想史の研究が本当の意味での研究になりうるためには、研究の対象と主体とのあいだに、どのような要素が介在しているなければならないのだろうか。いま煩瑣な論議は避けてさしあたりの見通しだけをいえば、対象となる問題に対する、なにか非常に強烈なモチーフ——問題意識とか内的必然性といったコトバでいいかえてもよからう——ときわめて正確な視点、そして並々ならぬ高度な抽象化能力が最低限なければ、到底、思想史などやれるものではない、とわたくしは考えている。なにゆえ、このようなことをいま

さらのごとく、確認せねばならないのか。それは不遜な、口はばつた
 い言い方をあえて犯していえば、一つには、研究者（と呼ばれる人び
 と）のあいだに、なぜその問題と取り組むことがかれにとつて必然
 なのか、一向に判然としない形で、つまりかれなりの問題意識が明ら
 かに、伝わらないままにただひたすらいわゆる「業績」を著積させ
 るだけの「問題意識」で、なんらかの与えられたスケジュールに沿
 つて「勉強」し、その成果を「論文」化している傾向性が皆無とい
 えないように思われるからである。いうまでもないことだが、おそ
 らく、学問を成立させるもつとも基本的な契機はそれを担おうとす
 る人間の生きざまの最深处から迸る情熱、すなわちその人のモチー
 フなのであつて、それに支えられていない研究は所詮、単なる知的
 遊戯以上のものとはなりえないだろう。そして、この場合ことのは
 か始末の悪いのは、そのようなモチーフの不在を隠蔽し、糊塗する
 ために、しばしば「知的禁欲」がもちだされたりすることである。
 何度もいい古されたことだが、知的禁欲が真に意味をもつのは、ま
 さに禁欲に足る豊饒な欲望（つまり、対象にさながら盲目的に肉迫せんと
 する問題意識）がまえもつてあつてのことなのだ。

さて、こうしたことにわざわざ触れているもつと大きな理由は、
 大急ぎで告白しなければならないのだが、それが実は現在のわた
 くし自身の自戒と確認の事項でもあるからである。書評を依頼されて
 本書を最初に繙いて、著者がわたくし自身とそれほど年令的に開き
 のないことを知つたとき、わたくしがまず感じたことは右のような
 ことだつたのである。つまり、本書が若い研究者の、おそらく如女

作にあたると思われるだけに、ここにコトバとなつて込められてい
 る内容が一体いかなる学問的誠実に裏打ちされて、それがそのよう
 なものとして形をなすにいたつたか、を同学のわたくしはつよく意
 識しないわけにはいかなかった。いいかえれば、ホッブズ（著者は
 ホッブズといっているが、最近のいい方にならつて、ここではホッブズと書
 くことにする）、スピノザおよびロックに代表される一七世紀の西欧
 政治理論における「宗教批判」（これも、著者固有の用法がある。後述
 する）を、著者が主題として選択していることのうちには、どのよ
 うなモチーフ（内的必然性・問題意識）や、どのような視点が孕まれて
 いるのか。そこが知りたい。そのところを、本書のなかに、覗き
 こんでみたい。それさえ、わかりえたら、本書評での、わたくしの
 責務の大半は終るのだ、とあえて思いたい（もちろん、書評の意味と
 役割がこうしたことでききるものでないことは断わるまでもなからう）。

二

「近代政治哲学が宗教問題を処理するに当つて貫いた内的論理を、
 特に一七世紀社会契約説に焦点を結んで内在的に解明しよう」と試み
 たもの（「あとがき」と、著者は本書の主題について述べている。
 とところで、このテーマに、著者はなぜ取り組もうとしたのだろうか。
 それは著者のコトバによれば、「ホッブズの政治哲学上の主著『リ
 ヴァイアサン』の過半が宗教＝神学論に割かれ、スピノザの政治理
 論の主要部分がまさに『神学政治論』において提示せられ、ロックの
 政治学上の主著『統治二論』が『聖書レヴィティクス、ガタイメントに基づく政治学』＝王権神授

説との対決を通して構想せられたそれら一連の事実は、一七世紀社会契約説に占める宗教問題の決定的な重要性を告げ、そこにおける政治理論と宗教論とのある本質的な関連性を示唆せずにはいない」(四一五ページ)にもかかわらず、「彼らの契約説における宗教」神学論を内在的に分析してその意味を積極的に確定しようとした試みは、いまだ必ずしも多いとは言いがたい」(三三ページ)からである。

たしかに、こうした事態は一種異常ともいわねばならないかもしれない。西欧の、ことに近代の政治思想史を専攻しているものならば、問題の一七世紀がどのような時代であつたか、はほとんどいうをまたないほどであろう。「宗教と国家の関係の問題ほど執拗に一七世紀を通じて政治思想家の心を奪つた問題はなかつた」(G・P・グーチ『イギリス政治思想』・堀・竹味訳 岩波現代叢書 一五三ページ)といわれるように、一七世紀はまさに宗教の問題が政治にとつて第一義的な重要性をもつていたのである。

だとすれば、「従来の研究史において、一七世紀社会契約説に占める宗教」神学論の位置の理論的解明は、総じて未開拓のままに放置されてきたと言つても過言ではない」(三三ページ)とまでいいきれるか否かはともかく、それが思想史研究のうえで必ずしもきちんとした取り扱いを受けてこなかつた印象を拭いたこと自体が奇妙であるといわねばならない。

したがつて、著者がこの問題と格闘するにさいして、なぜそうした事態が起つたか、の論及から始めていることはきわめて適切であろう。著者はその原因を、(一)「一八世紀以降、政治における宗教

の直接的機能が急激に低下し、政治思想から政治体制を二つに引き裂く信仰問題との原理的対決が急速に影響を潜めて行つた」結果、

「世俗化の時代を生きる思想家の視座を歴史的に規定」して、「一七世紀社会契約説の固有の構造への関心と理解力を奪わずには措かなかつた」こと、その点と関連して、(二)「一七世紀社会契約説を明確に貫く反神学的世俗性が、多くの研究者に、一七世紀社会契約説における宗教」神学論の位置の本来の消極性を予断せしめたこと」に求めている。そして、(三)についてさらに、「一七世紀社会契約説が『人間の哲学』に支持せられたその反神学的地上性の故に、永く神学に統御されきたつた伝統的政治学を清算して、『近代政治原理』への不動の始点に立ちえたとすれば」、そうした研究者の態度は「一七世紀社会契約説における宗教論に解釈上過重の力点をおき、例えばそれを、伝統への強い傾斜において『神学的政治学』と解するかの如き態度」が「一七世紀社会契約説の原理的核心それ自体を見誤る虞れなしとしない」以上、必ずしも不当ではなかつたといつている(三三ページ)。

非常に犀利な分析といえよう。こういういう事情が絡んでいる以上、西欧の近代政治思想を専攻するものが当該問題を研究対象として選択することは十分に意味のあることであるし、これだけでもすでに本書の意義は充分高く評価されて然るべきであるともいえずう。

だが(という接続詞は必ずしも適切ではないが)、ここで、わたくしはつよく立ちどまらざるをえないものを感じてしまう。他に適当な表

現が見つかからないままに、つい大仰な物言いになつてしまふのだが、それはおそらくわが国における西欧近代政治思想史研究がしつかりと据えておかねばならぬ視座についてなのだ。つまり、現在、わたくしもまた時代を異にするとはいへ、同じく西欧の政治思想史を学ぶものとして著者とほとんど変らぬ位相に立つているにちがいないのだが、そのことを意識しつつ本書を繕っている、わが国固有の研究のあり、ようのことが心から離れないのである。

思えば、本当の意味で西欧近代がわたくしたちの学問の対象として問題にされたのは、敗戦後のことであるといつていいだろう。このようにいうのは、ほかでもない。わたくしにはたとえは、次のような一節がすぐに思い浮かぶのだ。

「ジョン・ロックは一言にしていうならば十七世紀に身を置きながら十八世紀を支配した思想家であつた。ヨーロッパ近代思想がルネッサンスと宗教改革にはじまるという『常識』があまりに普遍化されたために、われわれはともすれば十六・七世紀からフランス革命までの時代をまとめてにして観念しがちであるが、少くとも思想的には、十七世紀と十八世紀の間には截然とした段階が劃されることを忘れてはならない。兩世紀にみなざる思想的雰囲気はむしろ対蹠的であつた。十七世紀には大陸にも英本土にも宗教戦争の暗い激情が渦まき、狂熱の嵐が吹きすさんでいた。近世理性哲学や自然哲学が既に希望に満ちた発足を開始していたとしてもそこでの思考の諸範疇は依然として深く中世的な伝統に規定されていた。哲学や自然科学にとつて、そうした伝統からの離脱は、なんらか外部的な敵とのたゞかひである以上に、自己の裡なるものとの血みどろの格闘を意味したのである」(丸山真男「ジョン・ロック

と近代政治原理」法哲学四季報 第三号 「法と政治の関連」 昭和二十四年 朝倉書店 七五ページ。のち『戦中と戦後の間』みすず書房 一九七六年に収録。

いうまでもなく、丸山真男氏の有名な論文の冒頭の一節だが、わたくしにはここに書かれていることがいま見てきたばかりの本書の主題とほとんど二重映しになつてしまふ。否、この論文を改めて読み直し、その光に照らされて本書に向かうと、本書が単なるアカデミズムの枠内の一々業績以上のもの、すなわち真にわたくしたち自身の現在の人生に活かされる学問になるためには、それがどのようなモチーフと視点に支えられねばならないか、が初心に帰つて痛烈に意識されるといつた方がいいかもしれない。なぜ、西欧が問題か。しかも、なぜ、そのうちの近代が問題なのか。このことを深く自覚しない西欧政治思想史など、わたくしたちにとつて、一体、何であらう。ここでの文脈を一層はつきりさせるために、右の論文にも少しこだわつておきたいのだが、単なる過去への関心などではない、わが国の戦後の思想史研究がめざしていた目的はいつにかかつて、日本が戦後、民主国家として真に再生するためには、制度の具備といつた表層部分を越えて西欧近代の思想原理の内奥にまで照明を当てて、それを自己のものにしようとするのであつたと思う。そのことが、右の論文から生々しく伝わつてこないだらうか。

「凡そ人間の自由と平等が語られ代議政と権力分立が問題となり、寛容と説得による政治が論じられるところ、そこには必ずロックがある。

(中略)。

しかしヨーロッパ人にとつての『常識』は必ずしもわれわれ日本人にとつてのそれではなかつた。戦時中、あの暗黒時代には西欧の口真似をして『近代の超克』を尤もらしく説いていた事がどんなにカリカチュアだつたかは今日誰でも知つている。(中略)。十七世紀末にロックによつて展開された諸理論がいま漸く新憲法のなかに実現されて、これからの日本政治の究極的なノルムにならうとしているのが否みえないわれわれの現実なのである。むしろ現在の日本が二百六十年前のロックの原理では到底解決出来ない問題に当面していることもまた疑をいれない。にも拘らず、いなまきにその故にこそ、今日われわれは更めてこの自由主義の生誕期に立ちかえつて、ロックの政治思想の歴史的かつ論理的諸前提を吟味して見る必要があるのである」(七七ページ)。

おそらく、断言していいだろうが、とくに戦後の西欧思想史研究はこうした問題意識のうえに初めてわたくしたちの入学問として成立しえたはずだ。そして、このような意識の共有のなかで、わたくしたちはたとえば福田歓一教授を初めとする秀れた先学の恩恵を有形無形に蒙つていることはいうまでもない(それは論稿ばかりでなく、邦訳作業においても等しいと思う。この点で、著者が引用している文献がほとんどつばら福田教授に限られるような——すつかりそうであるとはいつていない——印象を与えるのが気になる)。だが、ここで、とくにわたくしがいいたいのはむしろ、実はこの後に次第に露呈されていつた問題についてなのだ。再び、丸山論文を引用することによつて、その問題を考えたい。

「ロックがとくに念頭に置いた政治理論に二つあつた。一がロバ

ト・フィネー卿(Sir Robert Filmer)の、他がトーマス・ホップスのそれである。彼の Two Treatises のうちの第一部は、全巻フィルマーの "Patriarcha" (1680 刊) との直接的対決にあてられている。フィルマーの著は、王権神授説の典型的なものでスチュアート王朝の有力な思想的武器であつたから、ロックがその論破に全力を尽した事は当然である。しかしロックがこの著を出した頃はずでに絶対主義の歴史的敗北は決定的となつておりそのイデオロギーとしての神権説の運命もはゞ豫見されていた。だからここでロックは恰も戦の帰趨既に決した敵を追打ちする將軍の様な余裕と自信に満ちた態度で、ときに皮肉な嘲笑すらたゞえつゝ論を進めているのである。後世の学者が第二部に比して一層時代的制約の多いこの第一部を重要視しないのも当然である。(中略)。しかし現在のわれわれ日本人がこの第一部を読む際の感慨はまた別のものがある。君主の統治権は、神がアダムに与えた支配権が歴史的正統に從つて代々伝えられた結果であるという論拠、君主の臣民に対する絶対無制限の権利は父としてのアダムの子に対する権利に淵源し、政治的主権は家長権の延長であり、国家は家族の拡大であるという説、従つて子が永遠に父を崇めねばならぬと同じく、臣民は君主の命に絶対服従する義務をもち、之に違反する者は祖先に対する背反であると同時に神意に対する反逆であるとす説——こうしたフィルマーの考え方は、ついさきごろまで疑うことを許されなかつた日本の『国体論』に mutatis mutandis 妥当するではないか。実際フィルマーがアダムから当時の君主まで支配権が相続される系譜の不明確さに心を悩ませていろ／＼詭弁を用いているのを見ると、彼が日本に生れなかつたのが不運に思われる位である」(八〇ページ)。

この一節を、現代の日本人はどう読むだろうか。これが発表されたのは、戦後まもない二四年だつたことにつよく注意を喚起してお

きたい。それから実に三〇年余りも経っている。

フィルマーの王権神授説〔「ヒトツクカニ、ゴキョウシキニ聖書に基づく政治学」〕やわが国理論がハ戦後民主主義のなかにつよく生きつづけている、などとはわたくしは思わない。わたくしたちの個人意識や権利感覚などがこうしたハマギーからの解放Vをとうに果している、と思う。だが、わたくしがやはりこだわりたいのは、このハ解放V過程において、戦後政治学はその全責任を完全に果しているか、どうかについてなのである。ポイントを一つに絞つていえば、問題はこうなのだ。丸山氏は右の論文の「追記」で、今日(二四年)では、ロックの『統治二論』の翻訳が公刊されたので、邦訳のない時期に執筆された自分の論文(二四年以前に執筆された、啓蒙を目的とした旧稿にもつづく)の意味はなくなつたと思う、という主旨の発言をされている。だが、現在(昭和五五年)の時点に立つて考えてみると、残念ながら、そうとはいえない、とわたくしは思う。つまり、氏が指しているのは松浦嘉一(ジョン・ロック『政治論』東西出版社 昭和三年)と鳥井博郎訳(氏は全訳か否か詳にしないといわれているが、わたくしも未見である)のことであるが、問題の「第一篇」を含む邦訳は実はこの松浦訳の後、わが国では公刊されていないし、その松浦訳も今日では一般にはほとんど入手しがたくなつてしまつた。現在もつとも流布している岩波文庫版(鶴岡信成訳『市民政府論』)および中央公論社の『世界の名著』シリーズの一冊(宮川透訳『統治論』)はいずれも「第二編」(市民政府の眞の起源、範圍および目的について)のみである。

このように、「第一編」を抜きにしたロック『統治二論』の邦訳の

事実は重大に受けとられねばならない、とわたくしは思っている。

ここには、戦後西欧思想史研究のある構造的な盲点ないし欠陥が象徴的かつ集中的に表現されているような気がしてならない。いま、詳しく論証する余裕も紙幅もないが、その盲点はたぶんハ旧体制Vとの、きちんとした対決とその清算の自覚と方法を欠いたままに、ハ市民社会Vの構築を急務とした、わたくしたちの焦慮からきているのではないか……。ハマギーからの解放V過程において、戦後政治学がその全責任を果しているかどうか、に疑問を投げたのはこういう意味である。この反省を欠落させた西欧政治思想史研究は今日以後、もはや何ものも新しいものを産みださえないといつたら、強弁すぎるだろうか。

三

さて、ここまでいつてきて、与えられた紙幅がとうに底をついている。本書の内容——すなわちホップズ、スピノザおよびロックの思想分析——そのものに逐一即した読み方ができないままに書評を閉じることはなにより著者自身に対して非礼であろう。だが弁解めくが、時代を異にするとはいえ、同じ西欧政治思想史を専攻するわたくしはやはりどうしても、ハなぜそれを問題とするかVというもつとも基本的な問いを問わないままに、著者以上に、当該問題に精通しているような振りをして、本書を書評することはできなかつた。

ただ、以上の文脈から、著書の営為への、わたくしの少なからぬ共感を汲みとつてもらいたいと思うばかりである。最後に、いまこそ

その解明の必要性が急務と判断される、「一七世紀社会契約説における宗教Ⅱ神学論の問題」に対する著者の方法に若干言及して、本書評を終えることにしたい。

一言でいえば、本問題への著者の方法は著者のいわゆる「宗教批判Ⅰ」というチームである。人はこのチームから、宗教否定ないし宗教のイデオロギー性批判という意味を連想するかもしれない。だが、それは自著にほとんどすべて「批判」という名称を付したカントの「批判哲学Ⅰ」の構造、つまり著者のコトバを使えば、「対象批判を果たすのと同じ、原理に拠つて自らの立論を構成し、その権利根拠を確認する」(二一ページ)作業のことにほかならない。つまり、著者によれば、一七世紀社会契約説における宗教Ⅱ神学論を真に明らかにするためには、そのなかに(1)「伝統神学の批判的解体作業」という位相と、(2)「宗教一般の否定を論結することなく、むしろ人間における宗教的価値生活の不可避性を事実としても理念としても承認して、そこに『真の宗教 *religio vera*』像を確定するという作業」の位相の二つが貫かれているのを見分けねばならない。そして、この二つの位相の腑分け作業を通して、(1)ばかりでなく、(2)をこそ問題に示えたとき、初めてその輪郭が明らかにされるのであり、このことによつてまた、近代政治哲学の全貌も見えてくるということになるのである。だが、ホップズ、スピノザおよびロックにおいて、これら二つの位相はどのように結びあい、そしてとくにロック『寛容論』にいたつて、近代国民国家における「信教の自由Ⅰ」はどのように原理的に貫徹されたか、はもはや本書それ自体のうちに読

み込むしか仕方がない。

終りに、あえて一言付しておきたい。本書を通読して、わたくしは対象に対する著者のまことに恰愼な分析と、それにもまして腰の坐つた取り組み方に、大いに知的刺激を与えてもらった。学ぶところ大であることも、告白しておきたい。それだからこそ、またやはりいつておきたいのだが、若い著者はなぜかくも硬質な文体で自己表現を行なわねばならないのか。読み方が浅いのだ、と指摘されれば、それだけのこともかもしれないが、正直いつて、わたくしにはどうしても理解しえない箇所があるのを否定しえなかつた。そればかりか、わたくしは本書をあたかも戦前の哲学書を読むような気持ちで、読んだ。コトバが特権的なアカデミズムの狭い空間に閉ざされている、といつたら、あまりに失礼であろうか。わたくしには、なによりも徒らに晦渋なスコラ学的語法を嫌つて、わざとわかり易い母国語の散文で『人間悟性論』を書いたロックのことがしきりに思われたことだつた。

(一九八〇年・二月)

(東京大学出版会・一九七九年・三八〇〇円)

柴田 平三郎